

| 電子申請のお問合せ  | 回答   |
|--|--|
| 電子申請ができる届出は。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者報酬月額算定基礎届</li> <li>・被保険者標準報酬月額変更届</li> <li>・被保険者賞与支払届</li> <li>・被保険者資格取得届・被保険者資格喪失届</li> <li>・被扶養者異動届</li> <li>・住所変更届（令和3年秋頃）</li> </ul> |
| 電子申請システムを利用すると1回の申請で各機関へ同時に申請ができるのでしょうか。                                     | <p>当健康保険組合の電子申請システムは、各機関と連携をしておりません。</p> <p>日本年金機構へは、e-GovまたはGビズIDを利用する方法があります。詳細は日本年金機構のHPをご覧ください。</p>  |
| 電子申請システムの利用は有料ですか。   | 電子証明書の発行、システムの利用料は無料です。  |
| 利用者側としてどの程度セキュリティ対策が必要なのか。   | インターネットの環境下にあるパソコンを利用しますので、最低でもOSやセキュリティソフトは最新の更新プログラムを適用していただき、使用するパソコンは不特定多数の方が利用するものでないことが望ましいです。   |
| 健保組合としてのセキュリティ対策は行っているも、各事業者でのセキュリティ対策に問題がある場合、電子申請で問題は起こらないのか。              | ウィルスが混入されたファイルはシステム側で検知し、ファイルのアップロードが出来ない仕組みとなっておりますのでシステムの安全性は確保されています。   |
| 社会保険労務士に届出の提出代行を依頼しています。社会保険労務士にシステムを利用させることはできますか。                          | 社会保険労務士に事務代行を依頼している事業主につきましては、社会保険労務士に利用者IDを発行します。   |
| 社会保険労務士に届出の提出代行を依頼した場合、電子署名や事業主印の取扱はどのようになりますか。                              | 社会保険労務士に事務代行を依頼している場合は、社会保険労務士が電子署名することで事業主が届出したものとみなします。  |
| 資格取得届と月額変更届を作成している担当が分かれていますIDを複数発行することは可能ですか。（社会保険労務士と事業所と個々にIDを発行してもらいたい。） | 1事業所「1ID」が原則となりますが、被保険者規模によって「3ID」を上限に対応させていただきます。   |

| 電子申請のお問合せ   | 回答   |
|---|--|
| <p>関連会社分も一人の担当者が届出を行っています。端末1台で複数の届出は可能ですか。</p>                     | <p>端末1台で関連会社分の届出することは可能です。電子申請利用申込書&lt;関連会社提出代行&gt;でお申し込みください。</p>   |
| <p>銀行のシステムのようにダブル承認の機能はないのでしょうか。</p>                                | <p>ダブル承認の機能は、システムの仕組み上行うことができませんが、利用ユーザを2名ご登録いただき、データをアップロードする方、確認して電子署名を行う方にわけて、行うことは可能です。</p>  |
| <p>登録時、事業所名のローマ字表記について株式会社は、kabushikigaisyaまたはco.ltdのどちらになりますか。</p> | <p>ローマ字表記について厳密なルールはありませんので貴社の英字表記でのご登録も可能です。</p>  |
| <p>申込書の添付書類で運転免許証もパスポートも持っていない場合はどうしたらいいですか。</p>                    | <p>個人番号カードや宅地建物取引主任者証などの顔写真付きの証明書または、次のA項目1点とB項目1点の組み合わせでご提出ください。<br/> 「A」健康保険証、戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書（6ヶ月以内発行のもの）年金手帳、印鑑登録証明書（6ヶ月以内発行のもの）と登録印鑑）<br/> 「B」会社の身分証明書（通行証等は不可、張り替え防止措置済みの写真付のもの）市県民税の納税証明書または非課税証明書（いずれも最新年で6ヶ月以内の発行のもの）源泉徴収票</p> |
| <p>提出した電子申請データは確認することが出来ますか。</p>                                    | <p>事務処理が終わるまでは申請データを削除いたしませんので確認することはできます。なお、事務処理後は事故防止のため確認することができなくなります。</p>   |
| <p>電子申請を利用する社員が退職した場合は、届出する必要がありますか。</p>                            | <p>必ずお届けください。その場合「電子証明書失効届」をご提出ください。</p>   |
| <p>電子証明書をインストールしているパソコンの入替をする場合の届出方法は。（盗難や故障した場合も含む）</p>            | <p>「電子証明書失効届」と「電子申請利用申込書」をご提出ください。</p>   |

| 電子申請のお問合せ                               | 回答   |
|---|--|
| 電子証明書をインストールしたパソコンから、他のパソコンに移すことができますか。 | 電子証明書を他のパソコンに移すことが出来ませんので、再発行手続きをしてください。                   |
| 給与計算ソフトのデータをそのまま利用できますか。                | 日本年金機構が提供する社会保険作成プログラムのデータレイアウトに出力できる機能があれば可能です。           |
| デモを利用した詳細な説明が聞きたい。                      | デモ機のご用意があります。システムサポート課までご連絡ください。(sinseisapo@tfkenpo.or.jp) |